

訪 問 看 護

重要事項説明書

1. 事業の目的

訪問看護は、利用者の自宅において、看護師がかかりつけ医師のもとに利用者の療養上の世話、病状観察、リハビリテーション、医療器具を装着している場合の管理等のサービスを提供します。

利用にあたっては、居宅介護サービス計画(ケアプラン)に基づいた「看護計画書」を作成し、計画的に利用者本位のサービスが提供できるようにします。また、介護支援専門員と連携を取り安心して在宅で生活できるよう支援します。

2. 事業所の概要

事業所名	指定訪問看護ステーション たんぽぽ
所在地	〒302-0118 茨城県守谷市松並 1630-1
連絡先	TEL : 0297-45-3540 FAX : 0297-45-3540
事業所番号	0862490018
管理者	中島 智佳子
サービス提供する地域	通常のサービス地域は守谷市、つくばみらい市、常総市、それ以外の方はご相談ください。

3. 事業所の職員体制

管理者	1 名	看護師
サービス提供者	4 名	看護師

4. 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日 8 : 30 ~ 17 : 00

※日曜日、祭日、年末年始は営業しておりませんが緊急時は対応しております。

5. 利用申し込み方法

【サービス開始】

- ◆ 介護保険の申請をし、要介護、要支援と認定されましたら担当の介護支援専門員にご相談ください。
- ◆ かかりつけ医師を通じて利用する事もできます。

- ◆ サービスの利用については、利用者の意思を尊重し、居宅介護支援事業者の介護支援専門員、かかりつけ医師と連携を取りながら提供いたします。

【終了】

- ◆ 利用者のご都合でサービスを終了する場合は直接お申し出ください。または担当の介護支援専門員にお申し出ください。
～以下の場合は自動的にサービスが終了となります。～
- ◆ サービスの契約期間の更新がされない場合
- ◆ 利用者が入院、入所された場合
- ◆ 利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ◆ 利用者がお亡くなりになった場合

6. 訪問看護の内容及び利用料その他費用

【内容】

- ◆ 訪問看護の提供にあたっては、かかりつけ医師と介護支援専門員との密接な連携、及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能回復を図るよう、妥当、適切に行います。
- ◆ 訪問看護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について理解し易いように指導説明を行います。
- ◆ 訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってこれを行います。
- ◆ 利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行います。

【利用料】

- ◆ 利用者の方から頂く利用者負担金はサービスの1割です。
- ◆ サービス料金の金額は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
(別紙参照)
- ◆ サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には超えた金額が全額自己負担となります。この場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上で利用者の同意を得ることになります。
- ◆ サービス提供体制強化加算として訪問1回につき6単位頂きます。
- ◆ 居宅サービス計画を作成しないでサービスを利用する場合は「償還払い」になります。この場合は一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求する事になります。

- ◆ 緊急時訪問看護をご利用になる方は1ヶ月につき別途加算となります。

【その他の費用】

死亡処置を行った場合は医療保険、介護保険両利用者ともに当事業所規定の料金を次の通り請求します。死亡処置料として 20,000 円也

7. 秘密保持・個人情報使用の注意事項

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については正当な理由がある場合を除いては契約中、契約終了後、第3者に漏らすことはありません。また、職員の在職中及び退職後も同様に他言することはありません。

但し利用者の同意を得た場合には前項の規定に係わらず、一定の条件下で個人情報を利用する場合があります。

8. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9. 情報開示

利用者の求めに従って、ご自身に関する情報を開示しております。但し、本人あるいは身元引受人でない方からの請求につきましては、書面にて本人の了解を得てからになります。

10. 苦情申し立て窓口

- ◆ 利用者は提供されたサービスに苦情や疑問がある場合には、たんぼぼ、支援事業所サンタ、担当の介護支援専門員、市町村の介護保険課窓口、茨城県国民健康保険団体連合会の介護保険苦情窓口（総務課 029-301-1565）に苦情や相談を申し出ることができます。

- ◆ たんぼぼは申し出があった場合、迅速かつ誠実に対処します。

窓口利用時間（たんぼぼ） 責任者 中島 智佳子
月曜日～土曜日 9：00～17：00

11. 緊急時、事故発生時の対応方法

訪問サービス中に病状の急変が生じたり突発的事故が発生した場合、速やかに正確な状況判断をし、必要に応じて現場の保全に努めます。そして応急処置を行い利用者のかかりつけ医師又は事業者の協力医療機関へ連絡を行い、医師の指示のもと救急治療、緊急入院等の必要な処置を行います。

また、地震や洪水などの自然災害時にやむを得なく連絡がつかず遅れる場合があることをご了承ください。

12. 感染症を発症した際の対応方法

インフルエンザやノロウイルスなどの感染症を発症した利用者に関しては二次感染を防ぐ為に訪問を見合わせていただく場合もあります。

13. 損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

R6 年 6 月 1 日改定